

災害時における生活物資等の提供に関する協定書

狛 江 市

株式会社サンドラッグ

災害時における生活物資等の提供に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社サンドラッグ（以下「乙」という。）は、災害時における日用品及び衛生用品等（以下「生活物資等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が調達可能な生活物資等の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給要請をすることのできる生活物資等は、乙が現に保有し、優先して供給可能なものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、生活物資等の供給の必要がある場合は、乙に対して、生活物資等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、生活物資等提供要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（引渡し等）

第5条 生活物資等の引渡場所は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 生活物資等の単価は、災害発生直前における小売単価とする。

(請求及び支払)

第7条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、生活物資等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙に請求された生活物資等の代金等については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第8条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者をおき、甲にあつては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあつては管理部長にあたる者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月13日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市

狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都府中市若松町一丁目38番1号

株式会社サンドラッグ

代表取締役社長 貞方 宏司

